

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市識別用品整備要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

#### (1) 大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

#### (2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配付物を限定することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他

#### 4 着用

配付対象者は、原則として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が整備する識別用品を着用することとする。

#### 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

#### 6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、当該競技団体に識別用品の整備を委託することができる。その場合、識別用品の単価については、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する単価を上限とする。

#### 7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共に競技に係る識別用品のデザイン及び整備内容、費用負担については、当該市町及び当該競技団体と協議のうえ定める。

#### 8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 青の煌めきあおもり障スポにおける識別用品の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。